

平成 29 年度高知市公害対策審議会における承認事項と継続審議事項**議題Ⅰ 高知市公害防止条例施行規則の一部改正（別表 1）**

## ・提案内容（要旨）

社会情勢の変化を反映するため、施行規則別表 1 の 1 で定める工場等を、日本標準産業分類（平成 25 年改訂版）に準拠し以下 3 点について改正する。

## ①小分類番号及び小分類名称

## ②細分類の変更及び細分類業種の新設及び廃止

※ただし、新設業種のうちコンビニエンスストアについては、改正前では対象業種ではないこと、他自治体の規制状況及び苦情の発生状況を勘案し、対象から除外する。

## ③施行規則別表 1 の 1 に日本標準産業分類（平成 25 年改訂版）への準拠を明記

## ・承認事項

①及び③については、提案内容のとおり承認する。

②については、コンビニエンスストアに関する部分を除き承認する。

## ・継続審議事項（平成 30 年高知市公害対策審議会審議事項）

②のうち、コンビニエンスストアに関する部分については、除外要件の根拠が十分ではないため継続審議とする。

**議題Ⅱ 高知市公害防止条例施行規則の一部改正（別表 4）**

## ・提案内容（要旨）

施行規則別表 4 の 1 及び 2 で定める排水に係る規制基準について、水質汚濁防止法及び排水基準を定める省令の改正に準拠し、規制対象物質の許容限度及び分類項目について改正する。

また、別表 4 の 2 のただし書きについて、高知県清流保全条例の改定内容に準拠し改正する。

## ・承認事項

法律の改正に伴う改正については承認する。

## ・継続審議事項（平成 30 年高知市公害対策審議会審議事項）

ただし書きの改正については、修正及び書き方の検討が必要であるため継続審議とする。